

北海道後志総合振興局告示第1042号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小樽市に所在する道営住宅の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における家賃及び駐車場使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

令和5年3月20日

北海道後志総合振興局長 天沼 宇雄

- 1 受託者の名称 一般財団法人 北海道住宅管理公社
- 2 受託者の所在地 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23